

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画臨港地区呉港臨港地区を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画臨港地区呉港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

呉市広多賀谷二丁目三番一から呉市広多賀谷三丁目三番十八を経て呉市広多賀谷四丁目一番に至る地先

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、呉市都市部都市計画課、呉市広支所

四 縦覧期間

平成二十六年六月九日から平成二十六年六月二十三日まで